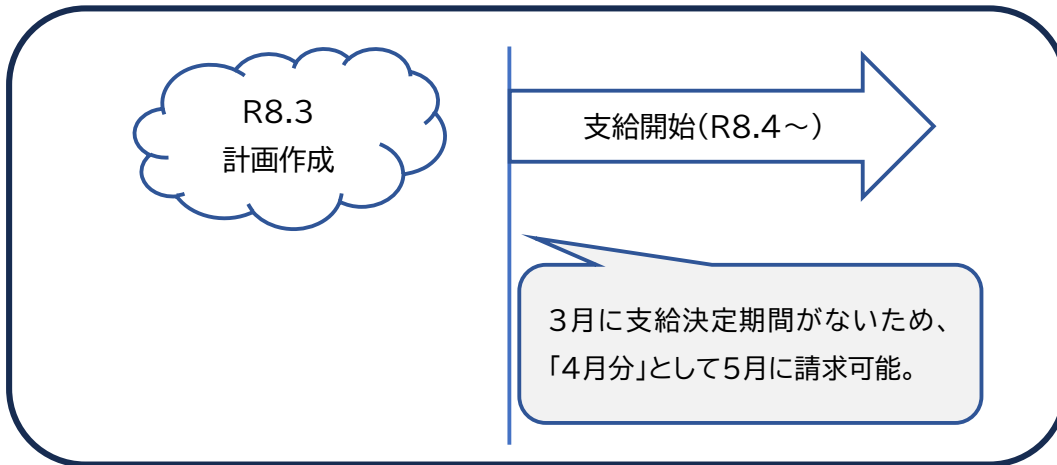


## 計画相談支援・障害児相談支援の基本報酬の算定ルールについて

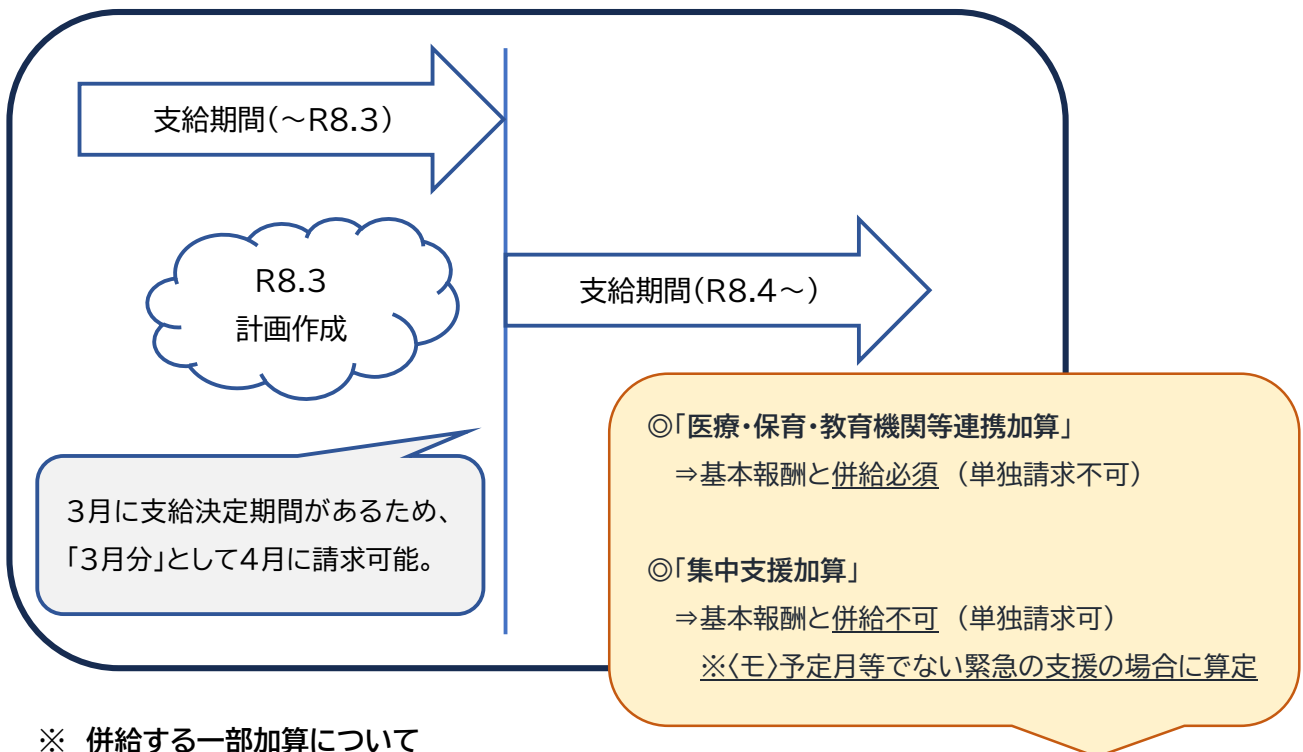
### ◆ 計画作成費用(利用支援費)の算定について

【新規利用時】 4月1日からサービス利用する場合を仮定



※3月の途中から支給決定する場合など、計画作成月に支給決定期間がある場合は、3月に請求可能。

【更新時】



### ※ 併給する一部加算について

上記、更新時のR8. 3の計画作成と合わせて、同月に通院同行等を行った場合は、基本的には「医療・保育・教育機関等連携加算」を算定し、上記※のような緊急時には「集中支援加算」を算定する。

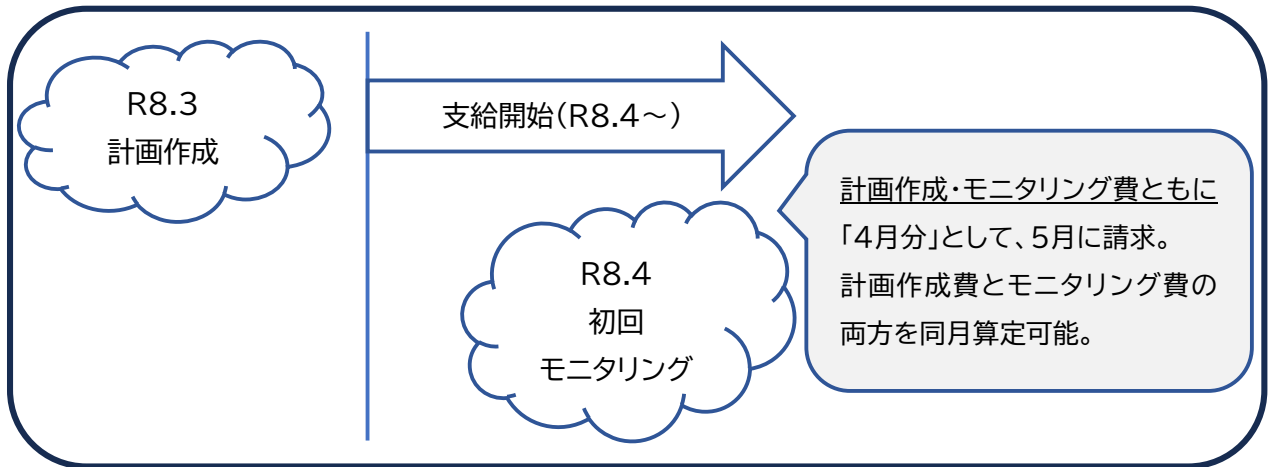
ただし、更新時に計画への本人の同意がR8. 4に遅れてしまった場合(次ページ、ケース B)は、報酬は文書による同意を得た時点で発生するため、〈計〉費は「R8. 4月分」として算定する(5月請求)。

…〈モ〉+〈計〉実施は3月だが当月に同意ないため、〈計〉費が4月分としてずれ込む。〈モ〉費は両月とも✕。

それにより、ケース Bの場合、最終月(R8. 3)の〈モ〉費の算定なく、R8. 3月分の基本報酬はないものの、モニタリング最終月であるため「集中支援加算」の緊急の支援時に算定することができる要件に合致せず、3月に通院同行等の支援を行ったとしても両加算とも算定はできない。

◆ モニタリング費用(継続支援費)の算定について

【新規利用時】 4月1日からサービス利用する場合を仮定



※3月の途中から支給決定する場合など、計画作成月に支給決定期間がある場合は、計画作成費を3月、モニタリング費を4月に請求可能。

【更新時】

